

マイ・タイムライン



令和元年房総半島台風により冠水した道路

マイ・タイムラインとは、台風や大雨などの風水害に備え、自分自身や家族の取るべき行動をあらかじめ時系列で整理した、一人ひとりの防災行動計画です。

事前にマイ・タイムラインを作成し、「いつ」「誰が」「何をするのか」を整理しておくことで、災害の危機が迫ってきたときに、落ち着いて避難行動を取ることができます。

◆マイ・タイムラインの検討手順

- ①ハザードマップなどで自分たちの住んでいる地区の災害リスクを確認する（土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域など）。
- ②気象情報や避難に関する情報について取得方法を確認する。
- ③避難所や避難経路を確認し、避難の方法を考える（自宅内での安全確保、親戚・知人宅への避難も検討する）。

◆マイ・タイムラインの注意点

災害は、すべて想定した通りに事態が進行するとは限りません。そのため、災害時は、次の注意点を踏まえて行動するようにしましょう。

- マイ・タイムラインで定めた「いつ」は、あくまで行動の目安として認識する。
- 気象情報や避難に関する情報などを小まめに取得・確認する。
- 取得・確認した情報をもとに臨機応変に行動する。

■防災メールの配信

ちば防災メールに登録すると、匝瑳市の気象情報、地震情報、津波情報などをメールで受信できます。

▼ちば防災メールTOP（登録のご案内）へのリンク



問 総務課消防防災班

☎ 73・0084

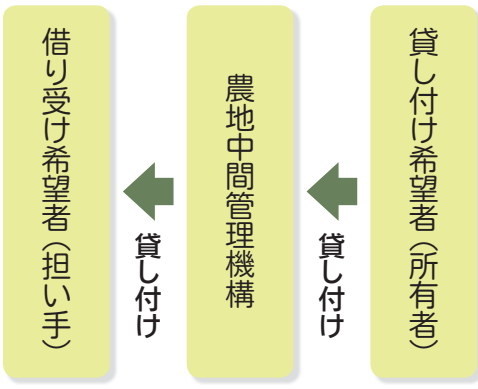
風水害時のマイ・タイムライン（命を守るための行動計画）の例

平常時	<input checked="" type="checkbox"/> ハザードマップなどを参考に自宅周辺の災害リスクを確認する <input checked="" type="checkbox"/> 気象や避難に関する情報の取得方法を確認する <input checked="" type="checkbox"/> 避難所、避難経路を確認する <input checked="" type="checkbox"/> 安全確保が可能な場合は自宅にとどまることも検討する <input checked="" type="checkbox"/> 親戚や知人宅などへの避難も検討する
台風などが発生	
警戒レベル1 早期注意情報	<input checked="" type="checkbox"/> 台風や大雨など気象に関する情報を収集する <input checked="" type="checkbox"/> 自宅の周りの安全対策を講じる <input checked="" type="checkbox"/> 停電に備え懐中電灯の準備や携帯電話・スマートフォンの充電をしておく
大雨、強風の恐れ	
警戒レベル2 大雨・洪水注意報など	<input checked="" type="checkbox"/> 避難先や避難経路を再確認する <input checked="" type="checkbox"/> 非常時持ち出し品を確認する ・感染症対策としてマスク、アルコール消毒液、体温計などを準備する <input checked="" type="checkbox"/> 体温を測り、健康状態を確認する
避難開始時期	
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	<input checked="" type="checkbox"/> いつでも避難できるように準備する <input checked="" type="checkbox"/> 避難所の開設状況を確認する <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者など避難に時間の掛かる人とその支援者は避難を開始する
警戒レベル4 避難指示（緊急）、避難勧告	<input checked="" type="checkbox"/> 避難先への移動を開始する <input checked="" type="checkbox"/> 移動が危険と思われる場合は、自宅内の崖から一番遠い部屋や2階など、より安全な場所に移動する
災害が発生	
警戒レベル5 災害発生情報	<input checked="" type="checkbox"/> 自分で命を守る行動をとる

農地中間管理事業 農地の貸し手を募集中

農地中間管理事業とは、担い手へ農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構が所有者と農業者の間の中間的受け皿となり農地の賃貸などを行い、集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めるものです。千葉県では、「公益社団法人千葉県園芸協会」が機構の指定を受け、関連機関と連携して同事業を実施しています。

「農業をやめようと考えている」「稲作をやめて畑作に専念したい」「相続した農地の管理に困っている」などの理由で貸したい農地がある人は、同事業をご活用ください。



◆貸し手のメリット

- ・意向を確認し、適切な貸付先が選定されます。
- ・契約期間が満了すれば農地は貸し手に戻ります。
- ・毎年の賃料(金納)は機構から決められた時期に必ず支払われます。

※田んぼを貸した場合などに米などで納めてもらう場合(物納)は、受け手から直接納められます。

・要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。

◆貸すことができない農地

- ・次の農地については、機構では借り受けることができません。
 - ・農業振興地域の区域外の農地
 - ・農地の所有者が共有名義になっていて、同意書が添付されていない場合
 - ・仮登記または、抵当権の設定などがある場合など、安定した貸し付けに支障が生じる可能性がある場合
 - ・再生不能な遊休農地など、利用することが著しく困難な場合
- ・借り受け希望の状況などから、貸し付ける可能性が著しく低い場合



◆機構に農地を貸す流れ

- ① 産業振興課(市役所3階)へ相談し、申込書を提出してください
- ② 申込書の内容や現地を確認後、貸付農地リストへ登録
- ③ 機構が借り手を探します
- ④ 借り手が見つかり次第、利用権設定の手続きを行います
- ⑤ 機構へ農地利用の権利が移ります

申請 産業振興課農政班

☎73・0089

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

農業用機械などの導入を支援



「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体が、融資を活用して農業用機械や施設を導入する際に、その融資残を助成します。

◆助成対象となる事業の例

- ・トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・乾燥調製施設(乾燥機)、集出荷施設(選果機)などの農業用施設の取得
- ・ビニールハウスの整備
- ・畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備など

◆事業の主な要件

- ・個々の事業について、年度内で完了すること
- ・事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- ・事業の対象となる機械などは耐用年数がおおむね5年以上20年以下のもの(中古機械および中古施設については、

残存耐用年数が2年以上のもの)であること

- ・運搬用トラック、パソコン、倉庫など農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと(一部要件を満たすものに限り対象となるものあり)

◆助成金額

次のA～Cで算定した額のうち最も低い額が助成金額となります(上限額は300万円)。

A 事業費に10分の3を乗じた額

B 融資額

C 事業費から融資額と地方公共団体などによる助成額を除いた額

事業の実施を希望する人は、産業振興課(市役所3階)までご相談ください。

申請 産業振興課農政班 ☎73-0089